慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	戦争責任論から植民地責任論へ : 永原陽子編『「植民地責任」論 : 脱植民地化の比較史』(青木書店, 2009年)に寄せて
Sub Title	Von der Kriegsverantwortung zur Kolonialverantwortung : Eine Buchbesprechung zu Colonial responsibilities : a comparative history of decolonization, ed. by Yoko Nagahara, Tokyo 2009
Author	矢野, 久(Yano, Hisashi)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2009
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.102, No.3 (2009. 10) ,p.621(187)- 633(199)
JaLC DOI	10.14991/001.20091001-0187
Abstract	
Notes	書評論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20091001-0187

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」102 巻 3 号（2009 年 10 月）

書評論文

戦争責任論から植民地責任論へ

——永原陽子編『「植民地責任」論－脱植民地化の比較史』（青木書店，2009 年）に寄せて——*

矢　野　　久

I　はじめに

本書評をはじめる前に本書全体の構成を概観しておきたい。永原陽子による序「『植民地責任』論とは何か」に続いて全部で三部からなる。

第 I 部「戦争責任論から『植民地責任』論へ」は以下の 4 つの章からなる。第 1 章　戦争責任と植民地責任もしくは戦争犯罪と植民地犯罪（清水正義），第 2 章　「人道に対する罪」と「植民地責任」——ヴィシーからアルジェリア独立戦争へ（平野千果子），第 3 章　往還する記憶と責任——スペイン帝国の残照（飯島みどり），第 4 章　日本の戦争責任論における植民地責任——朝鮮を事例として（吉澤文寿）。

第 II 部は「『植民地責任』をめぐる謝罪と補償」であり，第 5 章　ハイチによる「返還と補償」の要求（浜忠雄），第 6 章　復権と「補償金ビジネス」のはざまで——ケニアの元「マウマウ」闘士による対英補償請求訴訟（津田みわ），第 7 章　ナミビアの植民地戦争と「植民地責任」——ヘレロによる補償要求をめぐって（永原陽子），第 8 章　「ジンバブウェ問題」とは何か——土地闘争と民主化（吉國恒雄），以上の 4 つの章からなる。

第 III 部は「脱植民地化の諸相と『植民地責任』」をテーマとし，以下の 5 つの章から構成されている。第 9 章　イギリス植民地問題終焉論と脱植民地化（前川一郎），第 10 章　アルジェリア戦争と脱植民地化——「エヴィアン交渉」を中心にして（渡辺司），第 11 章　フ

＊　本書評論文は，2009 年 7 月 18 日，東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所で開催された，科研プロジェクト「脱植民地化の双方向的歴史過程における『植民地責任』の研究」（代表：永原陽子）ならびに東京外国語大学植民地主義研究会共催の書評会での評者の報告を基にしている。本書とならんで参照されるべき重要な業績として，金富子・中野敏男編『歴史と責任——「慰安婦」問題と 1990 年代』（青弓社，2008 年）がある。

ランス海外領土と植民地責任――「トビラ法」の成立と実施をめぐって（尾立要子），第12章「植民地責任」論と米国社会――抗議・承認・生存戦略（中野聡），第13章　戦後初期日本の制度的「脱帝国化」と歴史認識問題――台湾を中心に（川島真）。

本書の課題は，支配－戦争の責任と人権侵害・暴力・戦争犯罪の責任との連関において，「植民地責任」（以降，カギ括弧は省略）をいかに追及していくのか，その植民地責任の論理を構築することにある。植民地主義を単独に考察するのではなく，支配と戦争，人権侵害と戦争犯罪との関連において植民地支配と植民地犯罪を射程に入れつつ，植民地責任を明らかにしようとするところに本書の特徴があり，きわめて意欲的な研究である。本書の関心は，永原が序で述べているように，「世界の各地で『補償』や『回復』の要求として顕在化しているものの根底にある，植民地主義の歴史をめぐる人々の理解や認識の変化を探り，それを現代史のなかに位置づけて捉えることにある。」[(1)] 永原はこうした人々の理解と認識の歴史的根源を第二次世界大戦とその戦後処理のなかに求め，その後の現代史＝「脱植民地化」のなかに位置づけており，これまでの「戦争責任」・「戦後責任」（以降，カギ括弧は省略）研究の射程を乗り越えようとする。

これまでは，第1章「戦争責任と植民地責任もしくは戦争犯罪と植民地犯罪」の清水正義が指摘するように，「戦争責任論は，侵略戦争の違法性を確認し，戦時の暴力犯罪を糾弾し，加害者を処罰するとともに被害者の救済を図り，将来に向けて平和を構築するといった諸課題を担い，日本において，またドイツをはじめとする諸国において論じられてきた。」（強調は矢野）それに対し本書は，戦争責任の問題を「現代史における歴史的大規模暴力犯罪群を論じる」なかに位置づけ，「戦争を含む暴力的事態を全体として把握」することを重視する。[(2)] 本書はこの課題を植民地支配のみならず植民地責任にまで遡って考察するのである。

本書がこの戦争責任と植民地責任とを関連づける際に鍵概念となるのが「人道に対する罪」（以降，カギ括弧は省略）である。永原によれば，日本においては植民地責任論と戦争責任論は重なるが，植民地支配の責任への視点が欠落しており，一方，戦後も植民地支配を維持した欧米諸国の戦勝国では，植民地責任への問いの底流となる動機が存在しており，その一つがドイツの「戦争犯罪」（以降，カギ括弧は省略）に対する追及であり，人道に対する罪の成立と発展がその後，植民地主義を「罪」として問うことになった鍵概念になったという。[(3)] この指摘もきわめて重要である。というのは，欧米諸国はナチス・ドイツの戦争犯罪と人道に対する罪を追及するまさにその論理で自らの植民地責任を問われることを意味す

(1)　永原「序」，29頁。
(2)　清水，41頁以下。
(3)　永原「序」，11頁以下。

るからである。清水は，ナチ犯罪に見られるような自国民を含む民間人一般に対する系統的・組織的暴力犯罪を処罰するために考案された罪概念たる人道に対する罪の出現を考察し[(4)]，「人道に対する罪という概念は，断罪対象が限定された固定的な範疇ではなく，人々の意識の変化と運動のなかで不断に拡充され，豊かにされる罪概念と言ってもよいであろう[(5)]」と高く評価する。

このように，本書の理論的な立場は永原による「序」と清水論文で明らかとなる。戦争責任論と戦後責任論の射程を超え，はるかに長期的に存在し，清水が言うように「構造化」され，現在でもなお効力を発揮している植民地主義を批判の対象とし，その批判の論拠として戦争責任論で提起された概念としての人道に対する罪を措定している。このこと自体がまずもって本書の編著者永原と執筆者清水の重要な貢献である。

そのことを踏まえたうえで，評者はこの試みをさらに発展させるために，批判的な視点から本書の問題点を指摘してみたい。結論的に言えば，まさにこの人道に対する罪が実際にどのように実践されたのかを考察することなしに，この精神のその後の展開だけを追跡することは，問題を含みかねないということである。人道に対する罪を行使し裁く主体は誰であったのか，裁かれる対象は誰のどのような行為であったのかを検討することは，その後の人道に対する罪の展開過程を考える上で重要となる。

II　国際軍事裁判とドイツの犯罪追及

そこでまず戦後の国際軍事裁判とその後の犯罪追及について検討しよう。先に引用した清水論文の強調の「日本において」「ドイツ…において」という表現は実は曖昧である。というのは，戦争直後の占領期においては，戦争責任論は日本「に対して」，ドイツに「対して」論じられ，実際に国際軍事裁判やBC級裁判も行われた。しかしその裁判の主体は日本でもドイツでもなく，戦勝国であった。もちろん清水は人道に対する罪がドイツでどのように展開されたのかを追跡しているわけではなく，したがって評者は清水論文を批判することを試みたいのではない。戦争責任論から植民地責任論へと飛躍的に発展していくためには，人道に対する罪の概念が実際にどのように実践あるいは実践されなかったのか，その当事者たる責任追求主体と責任主体との間の具体的な歴史的関係性を明らかにすることが重要であることを主張したいがためである。

ニュールンベルク国際軍事裁判ならびに他のドイツ戦争犯罪に対する裁判（そこではドイツは追及主体ではない）においては，「平和に対する罪」以上に人道に対する罪が重視され，一方東京裁判では平和に対する罪が重視されて，戦争犯罪と人道に対する罪が軽視された。清水は次のように述べる。

(4)　清水，50頁。
(5)　清水，51頁。

「侵略戦争の開始という『政治的事態』の評価が司法的断罪の対象とされることにより，東京裁判に対する評価が全体としてきわめて否定的なものになりがちで，そのなかで断罪されるべき非人道的犯罪行為までもが，そうした否定的評価の影響を受けて不当に消極的な形でしか評価されないという状況が生まれている。その結果，侵略戦争の開始という側面と戦場での非人道的犯罪行為という側面とが，両者ともに消極的な評価対象となり，その責任が曖昧にされるという事態が生じている。[6]」

東京裁判に対する否定的評価はここでは日本人によるものである。「侵略戦争の開始という側面と戦場での非人道的犯罪行為という側面とが，両者ともに消極的な評価対象」となったまさにその原因は東京裁判の司法的断罪に求められている。この司法的断罪の主体は戦勝国であった。東京裁判での司法的断罪が問題だったのだろうか。戦後日本では侵略の責任をうやむやにしたうえで，個々の犯罪行為を過小評価ないし認めない立場をとり続けてきた。「この背景の一つに，日本の責任を平和に対する罪に主として限定し，人道に対する罪ならびに通例の戦争犯罪についてきわめて曖昧な判断を行った東京裁判そのものがあることに注意する必要があろう。[7]」かりに東京裁判が明確な断罪をしていたとすれば，日本は責任を明確にし，犯罪行為を正しく評価できたのだろうか。

そこで重要となるのはドイツの例である。人道に対する罪の成立と展開を明らかにすべく，永原は「ドイツにおけるナチス犯罪・不正の処罰と犠牲者への補償」という節を設けて検討する。[8] 永原は，連合国がナチス・ドイツのユダヤ人虐殺などの犯罪ならびに戦争犯罪を裁くために導入した概念である人道に対する罪がその後「ジェノサイド条約」「国際刑事裁判所規定」へと発展する過程を概観している。確かに国際軍事裁判では戦勝国による追及は戦争犯罪概念と人道に対する罪概念を根拠にしていた。いわゆるニュールンベルク国際軍事裁判や連合諸国が裁いたBC級裁判では戦争犯罪とならんで人道に対する罪が訴因とされた。そしてこれが，その後，現在にいたるさまざまな人権侵害を裁く根拠となっている。

しかし永原においても「ドイツにおける」という表現はきわめて曖昧であり，誤解を招き易い。「ドイツに対する」犯罪追及という表現が妥当である。というのも，戦後のドイツ自体が主体として行った追及は，「ドイツ人が他のドイツ人ないし国籍なき者」に対して行った犯罪に関するものだけである。連合国管理理事会は1945年12月の法律第10号によって，ドイツの司法当局が裁くものと決定し，さらに1949年11月には法律第13号によって，非ドイツ人に対するナチ犯罪追及に拡大した。「ドイツにおける」という表現はそのか

(6)　清水，53頁。
(7)　清水，53頁。
(8)　永原「序」，13頁。

ぎりにおいて，またこの時期においては妥当する。ここで注目すべきは，その際の訴因として人道に対する罪を適用せざるをえなかったということである。ドイツはまさにこれに対して罪刑法定主義を根拠に頑強に抵抗したのである。結局ドイツは1951年8月，人道に対する罪を訴因とするナチ犯罪に対する裁判権を破棄させることに成功した。以降，もはや人道に対する罪ではなく「ドイツ刑法」第211条の「謀殺」罪を根拠にするものとなった。「ドイツにおける」という表現はもはや妥当しない。人道に対する罪はドイツからは排除されることになったからである。(9)

このように，ドイツに対する国際軍事裁判では平和に対する罪，戦争犯罪，人道に対する罪を訴因とする断罪が実践された。その後の占領地区での占領軍によるBC級裁判でも戦争犯罪，人道に対する罪を根拠として提起されていた。こうした一連の裁判に対するドイツ側の評価は明確に否定的であった。軍人会，教会とならんで司法界は有罪判決を受けた戦争犯罪人の恩赦要求を積極的に展開した。しかも，すでに述べたように，人道に対する罪を訴因とする裁判のうち，ドイツ司法が人道に対する罪を根拠にやらざるをえなかった（ドイツ人ないしは無国籍者が被害者の場合の）裁判権を結局は連合国に放棄させることに成功した。ニュールンベルク裁判の判決を拒否したドイツは，自国の裁判権の行使においても人道に対する罪を拒否し，通常の刑法を適用した。ドイツでは罪刑法定主義が適用され，人道に対する罪はドイツ人が主体とした追及の論理ではなくなった。(10) したがって，「人々の意識の変化と運動のなかで不断に拡充され，豊かにされる罪概念」という清水の指摘はドイツには当てはまらない。

戦後ドイツは，軍部・官僚・企業の責任のなさを主張し，弁護論を展開し，「ナチ不正」（以降，カギ括弧は省略）の加害者を人道に対する罪ではなく通常の刑法で裁いてきたが，ニュールンベルク裁判の根幹をなす人道に対する罪に対抗する立場であったことを示している。もちろん問題の一つは，過去の戦争犯罪や人権侵害に関して，人道に対する罪でなくとも罪刑法定主義に基づいて日本（人）が裁く主体となったのかどうかである。日本は日本の刑法でも戦時中の暴力犯罪の加害者を裁いてこなかったことが問題であり，その点でのドイツとの差異は過小評価できない。しかし私が言いたいことは，ドイツでは人道に対する罪が問題になったにせよ，ドイツはそれを拒否する立場をとったのであり，東京裁判で人道に対する罪が問題となったかどうかは，戦後日本における責任のうやむや性と犯罪行為の否認・過小評価の背景としては決定的な問題ではないだろうということである。

---

(9) 矢野久「虐殺の研究とその克服」松村高夫・矢野久編『大量虐殺の社会史——戦慄の20世紀』（ミネルヴァ書房，2007年），382頁以下。矢野「ドイツの過去克服」『歴史と責任』，196頁以下。

(10) 矢野「虐殺の研究とその克服」，385頁以下。

III　ドイツの戦後補償

次に戦後補償について述べたい。「犠牲者への補償」[11]という表現も曖昧である。「ナチス犯罪・不正」の犠牲者への補償は人道に対する罪を根拠とするといえるのかどうか。人道に対する罪は多様な犯罪を射程においているのに対し，補償の根拠にされたのはナチ不正であり，具体的には人道に対する罪概念で言えばその最後の部分「人種的ないし宗教的理由に基づく迫害行為」の被害者が対象とされ，しかもドイツ国籍に関わる「属地原則」が適用された。すなわち，ナチ不正の被害者への補償の主体は確かにドイツであるが，その根拠は人道に対する罪とは異なる属地原則とナチ不正であった。これは戦争犯罪概念とも無関係であった。むしろナチ不正と戦争犯罪の被害者とを峻別するところにドイツの意図があった。外圧にさらされたドイツが，西側諸国への編入を果たすために，そして戦争債務の支払いを拒否し，同時に戦争損害に対する賠償を先送りするために選ばざるをえなかった唯一の道がまさに狭義のナチ不正の被害者への補償であった。それゆえ，強制労働や東側諸国の被害者を軽視するという差別的取扱いもこうした立場の帰結であった。[12] 2000年の「強制労働補償基金」法も占領地の被害者への補償を実践したものではなく，強制労働はあくまでもナチ不正の一環として補償の対象となった。したがって戦時捕虜も慰安婦も補償の対象にはなっていない。したがって広義の人道に対する罪の被害者も，また「戦争（犯罪）」の被害者も対象としない論理をドイツはもっていたということである。[13]

永原は以下のように主張する。

「占領地住民への補償の軽視は，『植民地責任』が『戦争責任』の陰に埋没させられてきたことの証である。戦闘行為に直接関係するもののみが『戦争犯罪』とされ，強制労働等の被害が長らく見過ごされてきたことは，『戦争責任』と区別して『植民地責任』を考えることの必要性を逆説的に説明している。[14]」

植民地責任が戦争責任の陰に埋没したから問題が生じたのではない。ドイツは戦争責任とのかかわりで戦後補償を全うしたのでない。言い換えれば，戦争犯罪，人道に対する罪を根拠として戦争責任を果たすために戦後補償を実践したのではない。戦後補償は戦争に起因する損害への賠償に対抗するための概念た

---

(11)　永原「序」，15頁。

(12)　矢野久「戦争犯罪追及・戦後補償と歴史学――戦後日独比較」松村高夫・矢野久編『裁判と歴史学――七三一細菌戦部隊を法廷からみる』（現代書館，2007年），348頁以下。矢野「ドイツの過去克服」，201頁以下。矢野久「ドイツの戦後責任と戦後補償――強制労働基金の歴史的意義」『ドイツ研究』33・34（2002年6月），同「ドイツ戦後補償と強制労働補償基金の意義」『三田学会雑誌』95巻，4号（2003年1月），同「賠償と補償」『岩波講座　アジア・太平洋戦争8　20世紀の中のアジア・太平洋戦争』（岩波書店，2006年）参照。

(13)　矢野「あとがき」『裁判と歴史学』，370頁以下。

(14)　永原「序」，16頁。

るナチ不正の論理で実践されていたのである。すなわち，ドイツの戦後補償は戦争責任を回避するために実行されたとも言えるのであり，ましてや，戦争責任には含まれてはいない植民地責任はこうした論理の延長線上には出てこない。

IV　植民地責任

そこで次に植民地責任の問題に移ろう。本書は植民地支配を行ったこと自体の植民地責任と，そのなかで行われる植民地住民に対する植民地犯罪を区別する。清水が述べているように，植民地犯罪が「人道に対する罪のような，国際法上確立しつつある法的根拠に基づいて断罪」されるのに対し，植民地責任は「法的というよりはむしろ道義的ないし政治的意味」にとどまり，「歴史的な犯罪行為として糾弾し，可能ならば犯罪行為の責任者を処罰するとともに，その被害が現在にまで及んでいる限りにおいて必要な謝罪と賠償を行わせることは，人類の権利として認められてよいのではないだろうか」と主張する[(15)]。まさにその通りである。

そこで重要になるのが，植民地責任を評価し追及する主体は誰であったのかである。第二次世界大戦後の戦争犯罪，人道に対する罪については戦勝国が追及主体であり，敗戦国がこの罪への責任主体であった。私見では，(旧) 植民地宗主国が自己の植民地責任を全うに追及しない歴史的淵源は，まさに第二次世界大戦後の戦後処理におけるこの罪を追及する主体と罪の責任を負う主体の間の関係にあった。国際軍事裁判において戦勝国が敗戦国を裁いた。しかし戦勝国は植民地宗主国であるがゆえに植民地責任が問われず，戦勝国であるがゆえに戦争責任を問われず，さらに，戦勝国の植民地責任，戦争犯罪，人道に対する罪は問われなかった。まさにこれが第二次世界大戦後の戦争犯罪と人道に対する罪の追及主体の論理であり，まさにここにその後の展開における問題の根源がある。罪の概念ではなく，その罪の概念が適用された当事者間の関係である。この関係において，敗戦国における戦争と人権侵害の被害者は排除されている。これを克服するには，戦勝国・敗戦国という区別ではなく，戦争と暴力犯罪（人権侵害）による被害者を主体とする論理が必要となる。まさにこの被害者主体の論理こそは第二次世界大戦の戦後処理を批判の対象とする。すなわち，第二次世界大戦における戦争犯罪，人道に対する罪の責任主体は敗戦国であったが，先の追及主体と関連させれば，責任追及は敗戦国を超えて戦勝国にも及ぶことになる。

これらの「主体」間の関連という観点からすると，人道に対する罪を根拠として，戦争責任と戦争犯罪とのアナロジーにおいて植民地責任と植民地犯罪を考察することによって提起される問題は，植民地犯罪を追及する主体とその罪の責任主体との関連である。

その点で興味深い位置にあるのが，人道に対する罪をフランス法に導入したと高く評価

(15)　清水，55 頁以下。

されているフランスであろう。尾立は，奴隷貿易・奴隷制を人道に対する罪と認める「トビラ法」を検討し，その一方で補償・賠償の観点からフランス国家の責任につながる要素を退けたフランスを問題とする。そこで浮き彫りになるのは，公正と補償を求める被害者の要求・運動である。この罪を追及する主体がフランスにおける奴隷貿易・奴隷制への人道に対する罪の適用を可能とした。(16)

しかし植民地責任についてはどうだったのか。平野は，フランスにおける人道に対する罪と植民地責任との関係を検討している。フランスは1964年に，第二次世界大戦期のドイツを永久に追及するための人道に対する罪をフランス法に導入したと同時に，1980年代以降，人道に対する罪を限定して，フランスが行った過去の行為には適用することのないように処理（1994年の刑法改正）してこの罪の概念を導入し，とりわけアルジェリア戦争をこの人道に対する罪から脱落させた，と批判する。(17) 渡辺は帝国意識をもって「謝罪なき経済協力」方式で植民地アルジェリアに対処したフランスを照射する。(18) 浜は，2002年以降のハイチの「返還と補償」の要求を考察し，フランスが植民地責任を問題にさえせず，植民地支配をむしろ正当化する論理をもっていると批判する。(19) これらの一連の論稿から浮き彫りになるのは，平野が述べるように，「人道」という普遍的なものに対する罪を当初から限定つきで導入したフランスである。(20)

このフランスの立場は特異ではなく，植民地宗主国に共通しているようである。津田はケニアの元「マウマウ」闘士による対英補償請求訴訟を例に，裁判の技術論と時効を理由に拒否しているイギリス政府を問題とし，(21) 一方前川は，国際社会のなかで自らも位置するグローバルな世界秩序に立つイギリスが植民地問題を葬り去ったと主張する。(22)

飯島は，植民地宗主国スペインに対するラテンアメリカによる植民地責任の追及，その一方でスペインの過去＝フランコ体制下における弾圧への問いかけを連関させて考察する。そこで媒介的役割を果たすのはピノチェト訴追であるが，スペインの「歴史的記憶」を自らの植民地責任意識を浮上させないところにスペインの限界を見出す。(23)

一方米国はどうだったのか。中野は，先住民アメリカ・インディアン，黒人，ヒスパニック，フィリピン・プエルトリコなどの海外併合地住民を対象として，米国によって「植民地化された人々」の異なる地位，異なる戦略を析出する。「植民地化された人々」への強制

(16) 尾立，357頁。
(17) 平野，75頁以下。
(18) 渡辺，328頁。
(19) 浜，165頁，182頁以下。
(20) 平野，86頁。
(21) 津田，189頁以下。
(22) 前川，295頁以下。
(23) 飯島，120頁以下。

的な包摂により，「植民地化された人々」がこの「多様な移民を含む全体としての多人種・多民族国家」の「幾重にも制度的に遮断された区画に布置され，全体としては同心円状のモザイク模様をなす複雑な市民権構造」[24]に包摂されて，主体が集団としての共同性を構築しにくい構造を明らかにする。

以上から，(旧) 植民地宗主国がほぼ同じ論理で自らの植民地責任を回避していることが明らかになるが，ドイツも長年同じ論理を保持し続けた。永原によれば，ナミビアでは，2001年以降，ドイツ帝国による植民地支配，そこにおける人道に対する罪を媒介とする集団訴訟が提起された。すべて却下されたが，絶滅や強制収容所の存在が明らかにされ，謝罪と補償要求に迫られたドイツ政府は「特別の歴史的責任」を負い，「不釣合いに多額の」開発援助を行ってきた。[25]しかしこのドイツの例から導き出されるのは，ナミビア人が人道に対する罪を掲げて補償要求運動を展開し，それに対しドイツ政府は罪を認めたものの，いかなる罪かを明らかにしないままに開発援助を行ったということである。

植民地支配の被害者は多くの場合，人道に対する罪を根拠として加害者の宗主国を追及した。植民地諸国の被害者の主体性が浮き彫りになる。それに対し，奴隷貿易・奴隷制には人道に対する罪を適用しても，自国の植民地支配には適用せず，植民地責任を問わない(旧) 植民地宗主国の責任の主体性のあり方が対置される。罪を認めたかにみえるドイツも，いかなる罪であるのかを明示せず，したがって法的責任を認めないままに，政治的・道義的責任を認めた。追及主体と責任主体との「主体」間の関連で一連の対応を考察すると，(旧) 植民地宗主国の責任主体の側の論理が実は貫徹していることが明らかとなる。

では日本はどのように位置づけられるのだろうか。日本の位置づけについて清水は次のように述べている。日本の場合，「宗主国としての植民地責任と戦争責任の混在」が認められ，「つねに植民地責任と戦争責任とがないまぜになって提起されてきた。第二次世界大戦の戦勝国である英米などの欧米諸国がおしなべて植民地大国であり，その限りで植民地責任が問われる対象でありながら，戦争責任のほうはほとんど問われる対象とはなっていないことを考えれば，日本のおかれたこの二重の地位はやや特異なものと言わなければならない。」[26]

日本では植民地責任と戦争責任がないまぜであり，しかし実際はうわべだけの戦争責任論で，植民地責任は不明確であるということになる。しかし日本のおかれた「二重の地位」は特異なのだろうか？　第二次世界大戦の戦後処理における戦勝国は，敗戦国の犯した戦争責任と戦争犯罪，人道に対する罪を追及した。しかし敗戦国の植民地責任は追及しなかった。

(24)　中野，385頁。強調は中野。
(25)　永原「ナミビアの植民地戦争と『植民地責任』」，230頁以下。
(26)　清水，59頁。強調は矢野。

ましてや戦勝国側の犯した人道に対する罪は問題提起すらしていない。戦勝国が日本の植民地責任を問題とせず，戦争責任と戦争犯罪だけを追及したのは，戦争犯罪と人道に対する罪を追及したが，植民地責任を追及しなかった戦勝国側の立場を如実に示している。日本が植民地責任も同時に追及されたとすれば，それは戦勝国側の追及主体の論理を乗り越えたところにある。まさにこの戦勝国論理の批判的超克を実践したのは戦勝国ではなく，植民地支配の被害者であり彼らの追及の論理である。

現在，植民地主義の被害者が植民地宗主国を植民地主義批判の対象にしている。本書が明らかにしているように，国際軍事裁判と現在の植民地責任を問う動きに共通している鍵概念は人道に対する罪である。その後の植民地住民による植民地責任の追及に対して，責任主体はまさに第二次世界大戦後の追及主体であり，その追及の論理によって責任を回避してきたのである。

「あとがき」で永原は以下のように述べている。「日本とアジア諸国との関係では，『過去』をめぐる『謝罪』や『償い』が外交上の主要テーマとなり，…『歴史認識問題』と名づけられている。」「一方，日本の歴史学は，それを『戦争責任』論の文脈で論じてきた。『慰安婦』や強制労働に従事させられた人々からの『謝罪』や『償い』の要求が戦後半世紀以上を経て続出するのは，『戦争責任』を曖昧にしてきた，その意味で『戦後責任』の問題である，というのが大方の理解である。[27]」「しかし，アフリカの歴史やヨーロッパ植民地主義の歴史を勉強している立場からすれば，何か違和感があるのも事実だ。性奴隷制にせよ，強制労働にせよ，ヨーロッパ諸国はアフリカをはじめ，いたるところの植民地でやってきたことである。しかし，それについて一度として『謝罪』したこともなければ『補償』したこともない。それが求められたことすらなかった（ように見える）。[28]」

永原たちの違和感は，「『慰安婦』問題や『強制労働』の問題などは，必ずしも戦争だけに解消できるものではなく，戦争に先立つ植民地支配の歴史を抜きにしては考えられない。日本とアジア諸国の場合には，結果的にそれが戦争に行き着き，敗戦とともに植民地支配も崩壊したために，二つの問題の区別が不分明のままに扱われてきたのではないか，植民地支配の歴史に関する『責任』は，固有の問題として考える必要があるのではないか，ということである。[29]」

戦勝国の人道に対する罪が問われなかったがゆえに，戦勝国の植民地責任も問われなかった。実践的には両者は連動していたのである。それに対して日本においては，吉澤が指摘したように，植民地出身者が日本人も含め一般市民主導で，植民地責任論を展開することに

(27) 永原「あとがき」，419 頁。強調は永原。
(28) 永原「あとがき」，420 頁。
(29) 永原「あとがき」，420 頁。強調は矢野。

なり，こうした日本の植民地責任追及の運動があったがゆえに，日本における植民地責任論の展開は欧米諸国よりも少しではあるが進展したのである。[30] むしろ不分明であることによってかえって日本の方が一歩先を歩んでいるのではないか。

V　日本の植民地責任の進歩性

ではなぜ日本は植民地責任において欧米諸国よりも進展できたのだろうか。ドイツは人道に対する罪概念を拒否し，ナチ不正に限定してドイツの過去を問うた。これは特殊なナチ不正以外の人権侵害を不問にする論理である。一方日本は，政府レベルではサンフランシスコ講和会議で承認した東京裁判の判決を批判の対象とし，植民地責任・戦争責任・戦争犯罪を否定している。市民運動レベルで，日本の植民地支配・植民地犯罪・戦争犯罪の被害者とともに，一部の歴史家とも連帯して，日本の植民地責任，戦争責任を追及し，その犯罪性を批判の対象としてきた。その際ドイツの「過去の克服」の仕方を誤解してドイツを模範とした。[31] ここで露呈するのは，日本のドイツ現代史研究者，日本のみならず被害諸国の運動体における歴史認識である。一つは，ドイツが戦争犯罪と人道に対する罪の概念を根拠にして，真摯に「過去の克服」を行ったという誤解であり，もう一つは，ドイツ現代史研究者がドイツの「過去の克服」の歴史的意義，日本にとっての意義を明らかにしなかった，あるいは誤解したという事実である。こうしてドイツに関する誤解が成立し，ドイツを模倣とする運動が展開された。しかし興味深いことに，運動体は日本の戦争犯罪・人道に対する罪と植民地責任の両方を追及することになった。アイロニカルに言えば，ドイツに関する誤解が「公正」な追及を惹起したと言えよう。

VI　結論にかえて

以上の批判的評価を踏まえて，最後に責任追及主体と責任主体の関連を重視する観点から，植民地責任論のさらなる発展を期して総括を行いたい。大別して二つの論点を提起したい。本書において現象的には扱われているものの，植民地責任論の論理的展開においては見過ごされたと考えられる論点である。

本書は，とりわけ人道に対する罪を媒介にして，戦争責任・戦争犯罪・人権侵害と植民地責任の関連を前面に出そうとするものであり，きわめて意欲的な研究である。戦争責任・戦争犯罪・人権侵害と植民地責任の関係をこれらの責任の追及主体と責任主体の関連において明確化すれば，今後植民地責任論は大き

(30)　吉澤，133，141，150 頁。

(31)　平野は日独や独仏比較の際に，ユダヤ人虐殺を基準にすることへの違和感を表明し，ユダヤ人虐殺とは異なる基準として植民地支配や帝国主義の問題を提起する。この指摘は重要な論点を含んでいるだけではなく，日本のドイツ史研究者への批判を含意している。平野，66 頁以下。

な問題提起をもたらすであろう。罪の普遍的概念の理念的な発展よりはむしろ，誰が誰をどのような罪についてその責任を追及したのか，その具体的なあり方が重要となる。戦争犯罪，人道に対する罪の被害者ならびに植民地支配と植民地犯罪の被害者がこれらの戦争・支配・犯罪を追及する主体に引上げられ，なおかつ責任主体との関連におかれたとき，日本の植民地責任と戦争責任・戦争犯罪を追及するだけではなく，欧米諸国の人道に対する罪，さらには植民地責任を追及する論理を獲得できる。人道に対する罪を媒介にして，第二次世界大戦後の戦争犯罪追及における追及主体と責任主体の関連を根源的な批判の対象とすることが重要である。そうしてはじめて，植民地支配を実践した責任主体と，植民地責任を追及する主体の問題が照射され，問題の所在と「正義」ある問題解決への道筋が導かれることになろう。人道に対する罪は，抽象的な概念として把握するのではなく，こうした主体間の関連において捉えてはじめて，決定的で有効な概念となる。

もう一点は，加害者と被害者の狭間に位置する中間的存在をどうするのかという問題である。アルジェリア戦争においてフランス側で闘った「ハルキ」と総称されるアルジェリア人の存在。スペイン内戦においてフランコ派で戦った「モーロ人」。ドイツでいえば，ドイツ側につき強制収容所の看守や現地補助警察としてナチス・ドイツの権力機構の末端を形成したウクライナ人。あるいは日本においては，日本人化され，日本軍の最末端で行動し，戦後日本国籍を剥奪されて，BC 級裁判にかけられた朝鮮人など。追及主体の国民でありながらも，加害者として行動し，しかし戦後は加害の責任主体からは見放された存在。ナチス・ドイツの権力機構の中枢的存在は，命令主体ではなく命令の単なる実行者として，戦後ドイツの裁判では刑法第 211 条での謀殺幇助として時効の対象となり，放免される傾向にあったが，ここで言うところの中間的存在たる最末端の実行者はしばしば謀殺罪を適用され，有罪判決を受けるという問題のあり方は，植民地機構の末端に位置した人々の加害者性の射程範囲という問題を提起する。

この問題は究極的には国家論と関連することになる。国家権力の暴力独占が正当化されているのは国家であり，しかも戦争後あるいは大量暴力犯罪後に追及される側に位置するのも国家である。すなわち，追及される側の責任主体は国家なのである。仮に人権侵害が国家機関ではなく民間の団体が実行したとしても，それを取り締まるべきは国家権力であり，それを放置した責任はその国家が問われることになるからである。植民地責任と戦争責任・戦争犯罪・人権侵害，どちらにせよ誰が何をやったのかが問われる。その責任と犯罪の主体は国家と国家権力の担い手＝指導者であり，国家権力機構の人員である。その追及の過程では，国家権力の構造と支配体制が問題とされ，具体的には軍隊・警察とそれらに付属する機構とその人員が追及される。歴史研究としてのみならず，戦後あるいは大量暴力犯罪後においては，その犯罪が行われたことがいかなる社会的歴史的構造においてなのかが追究され，総じて国家論＝支配論へと

つながることになる。この道筋が「正義」を獲得するためには，主体間の関係が決定的に重要となる。同様のことは，植民地責任論の構築においても重要な鍵概念となるであろう。そのために必要な作業は国家権力＝支配論であり，この国家論と関連させて植民地責任論は構築される必要があると思われる。

（経済学部教授）